

令和 6 年度社会的養育推進計画策定部会の開催状況について

1 社会的養育推進計画策定部会の設置

港区社会的養育推進計画の策定に当たり、児童福祉審議会から意見聴取を行うため、港区児童福祉審議会部会設置要綱第 3 条に基づき、令和 6 年 6 月 10 日から令和 7 年 3 月 31 日までを設置期間とする臨時の社会的養育推進計画策定部会を設置しました。

2 所掌事項

港区社会的養育推進計画の策定に関する事項

3 開催状況

(1) 開催回数 3 回

(2) 付議内容

回数	種別	件名
第 1 回 (8/9)	報告	港区社会的養育推進計画策定方針及び計画について
	報告	当事者等からの意見聴取について
第 2 回 (10/30)	報告	港区社会的養育推進計画（素案）について
第 3 回 (1/27)	報告	港区社会的養育推進計画（案）について

4 港区社会的養育推進計画の策定

資料 4－2 のとおり

5 港区社会的養育推進計画の進捗状況報告

港区社会的養育推進計画の進捗状況については、毎年度、評価のための指標等により自己点検及び評価を実施し、港区児童福祉審議会へ報告します。